

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。  
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020427002	2年4月27日	2年5月25日	2年6月24日	保険会社が人材紹介事業を営むことの明確化	保険会社本体による人材紹介業務が保険会社の付随業務に該当することを明確化頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>-現行法上、保険会社子会社の労働者派遣事業及び職業紹介事業は従属業務として認められているが、保険会社本体で人材紹介事業を営む社会的意義は十分あり、かつ、生保各社で人材紹介事業を行う具体的ニーズは高まりつつある。</li> <li>-また、銀行においては、平成30年に人材紹介業務が付随業務に当たることが監督指針上明記されたが、付随業務たる要件に照らし、人材紹介業務に関して銀行と保険会社で評価を差を認める理由はない。両者の競争上の観点や、保険会社における適切な範囲での事業の多角化等を通じた顧客利益への貢献等の観点も踏まえて検討頂きたい。</li> <li>-なお、保険会社本体による人材紹介事業の意義・ニーズについては以下の通りである。</li> </ul>	日本生命 保険相互 会社	金融庁	保険会社が取引先企業に対して行う人材紹介業務は、保険業法第98条第1項特約に規定するその他の付随業務に該当します。	保険業法98条1項、 保険会社向けの総合的な監督指針III-2-12-1	検討に着手	保険会社が取引先企業に対して行う人材紹介業務がその他の付随業務に該当することを明確化するため、保険会社向けの総合的な監督指針の改正を行うことを検討しております。	
020603001	2年6月03日	2年7月1日	3年7月7日	銀行代理業における事業向け貸付け取扱い規制の緩和	銀行代理業を行う一般事業者が事業向け貸付けの媒介を行う場合の与信を、一律に「預金等担保貸付又は規格化された貸付商品(上限1千万円)」に「限定」している規定(銀行法施行規則第34条の37第6号ハ参照)を見直していただきたい。具体的には、銀行代理業を行う一般事業者において、貸付けを行うことについて懸念される弊害(例えば、情実融資や抱き合わせ販売等の利益相反等)を防止するための態勢を整備されていれば、「限定」なく貸付けの媒介を行うことができるようにしていただきたい。	銀行が店舗の統廃合を進める動きが目立ってきており、店舗網の縮小により銀行から資金調達をしている事業者の利便性が低下することが懸念される。その解決策の1つとして、銀行代理業者が取り扱うことができる「媒介」ことができる貸付けの範囲を拡大し、銀行代理業者を通じて事業者の様々なニーズに対応した資金供給(貸付け)を行えるようにすることが考えられる(金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」(第3回)では、銀行の店舗網が行き届かないことへの解決策として銀行代理店の活用が提案されている)。また、銀行代理業者が媒介できる貸付けの範囲が広がることにより、(銀行代理業者の)一般事業者としてのノウハウと銀行のノウハウを掛け合わせたイノベーションが生ずることも期待できる。なお、銀行代理業者が事業向け貸出しの媒介を行うことについては、利益相反等(情実融資や抱き合わせ販売等)の懸念が懸念されている(「規制改革ホットライン」検討要請項目の現状と措置策案)(平成28年度分「金融庁」の受付番号281228002参照)。同様の懸念は銀行等自身にも存在すること(例えば、公取取引委員会「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不正取引方法について」参照)。銀行がこれら防止するための態勢を構築することでその懸念に対処していることに鑑みれば、銀行代理業者においても利益相反等管理態勢を構築することによって対応することが可能でありその態勢が構築されているか否かは銀行代理業の許可において審査の対象となるものと思料、一律に取扱い範囲を「限定」する必要はないものと考えられる。	大和ネクスト銀行	金融庁	いわゆる一般事業を主たる業務とする者が銀行代理業者である場合は、当該銀行代理業者の銀行代理業務のうち、事業者向けの資金の貸付け等に係る契約締結の代理・媒介業務については、「預金等担保貸付」及び「規格化された貸付商品(貸付けの金額が一千万円を上とするものに限る。)」に限定されている。	銀行法第52条の36第1項、第52条の36第1項、銀行法施行規則第34条の37第6号	検討を予定	一般事業を併せ営む代理業者が取扱可能な貸付けの範囲を含めた銀行制度等のあり方については、2020年9月より金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」において審議が行われ、同年12月に報告書がとりまとめられました。当該報告書の趣旨も踏まえ、引き続き検討してまいります。	
020611001	2年6月11日	2年7月01日	2年7月29日	グループ会社の事業性借入に対する親会社による債務保証の許容	金融監督庁・大蔵省告示第9号第1条第1項の「事業者」の範囲から、「当該銀行又は当該銀行持株会社の子会社等がその子会社等の債務の保証を行う場合における当該子会社等」を除外して頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>-本告示の趣旨は、住宅ローンのように商品性及び債務者の適格性が規格化されていない事業性融資について、銀行のグループ会社が兼として債務保証することにより、銀行の融資規律が弱まり、銀行グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性に懸念が生じざることを未然に防止するものと理解。</li> <li>-一方、銀行グループの子会社等が同様の目的で親会社としての債務保証を行うことまで禁止することは、法が意図するものではないと思われる。</li> <li>-他の銀行法上の規定との関係も考慮して、同条の「事業者」が当該銀行のグループ会社である場合には、アームズ・レンジャース・ルール(銀行法13条の2)の対象になり、同グループ会社に対する貸付条件は、他の通常の親会社保証付事業会社向け融資と比較して当該銀行に不利な条件となること禁止されている。仮に上記の具体的な要請内容が実現したとしても、銀行グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性に懸念を生じさせるものではないと考えられる。</li> <li>-したがって、本告示第1条第1項に定める「事業者」が、当該債務の保証を行うおとする当該銀行又は当該銀行持株会社の子会社等である限り、本告示の対象外としても告示の趣旨を損ねることには必ずしもならないように思われる。</li> <li>-現在、本邦大手金融機関グループでは、銀行のみならず、金融関連子会社であるリース会社や消費者金融・ファイナンス会社等でもグローバル化を進めており、かかる展開を後押しする観点からも、「事業者」と一律に禁止するのではなく、法の趣旨に照らした例外や射程の明確化・柔構構化をご検討いただきたい。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてなりません。(銀行法第16条の2、第52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16)貸付金担保の評価等に係る子会社対象会社として、担保評価・管理会社(他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価。当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事業を行う子会社)が認められています。(銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号)	銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号、銀行法第16条の2、第52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16)銀行法施行規則第17条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づき「銀行等の子会社が営むことのできる業務等」を定める件第1条第1号	検討を予定	現行法上、銀行等が、当該銀行等が供与する事業性ローンに対し保証を行う会社を子会社とする場合は、銀行等グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性等の観点から、原則として禁止しています。このため、当該規制の解禁については、事業性融資についてグループ会社により保証が行われる場合の銀行・保証を行う子会社間の融資審査のあり方やグループベースでのリスク管理態勢の構築状況等について慎重に検討する必要があります。	



規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020901001	2年 9月1日	2年 10月6日	2年 10月27日	金融商品取引法等で規定されている書面の電磁的交付の徹底	金融商品取引契約の成立時や定期的に顧客に交付される取引残高報告書の書面交付義務(金融商品取引法第37条の4第1項)については、電磁的方法による交付が可能である(金融商品取引法第34条の2第4項、金融商品取引業者等に関する内閣府令第50条第1項等)。しかしながら、法人顧客の場合、電磁的方法による交付に同意している場合においても書面交付が行われるなどの事例も起きている。各証券会社の規定や業界の慣行等により電磁的交付が可能な場合も書面交付が行われているようなケースについては金融庁・金融業界が一体となって取組を進めるなど電子化を徹底していただきたい。	取引残高報告書を含め金融商品取引法において規定する書面交付の多くは既に電磁的交付が可能となっている。(日本証券業協会「電磁的方法による交付に係るQ&A(平成26年11月版)」)しかしながら、法人顧客の場合、電磁的交付に同意している場合でも書面交付が行われている事例もあり、コロナ禍においても書面受取のために出社する事例も起きている。 こうした慣行は、各証券会社の規定等(書面の電磁的方法による交付取扱規定等)において、顧客が電磁的交付に同意している場合であっても証券会社の都合により書面交付を行うことが可能となっているためと考えられる。また業界の慣行として法人顧客に対する書面交付が行われている場合は、金融庁における検討会(金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会)等で取り上げることも検討された。 法人顧客の場合も個人と同様に書面交付の慣行を廃止・完全電子化を進めることにより、従業員が書面の受取のために出社することを減らせるほか、業務の効率化や紙の書類の管理コストの削減に資することから電子化の一層の取組を進められたい。	一般社団法人新経済連盟	金融庁	金融商品取引法上の主な契約手続において義務付けられる書面交付については、顧客から承諾を得ることで書面の交付に代えて、電磁的交付が可能となっています。	金融商品取引法	現行制度下で対応可能	制度の現状の通り、顧客の同意があれば指簿の書面について電磁的交付が可能になっているところ、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」においても、日本証券業協会が顧客へ交付する書面についてペーパレス化を進めていく方針を発表しているところです。金融庁としてもこうした金融機関における書面・押印・対面手続の見直しが進むよう促してまいります。	